

大洲市3月定例議会

～日本共産党 梅木かつこの議会報告 その4～

梅木かつこ市議の一般質問とその答弁

5. 地域公共交通の確立について

28年度から公共交通の基本計画になる地域公共交通網の形成計画の策定に向けた調査研究を進めると答弁されました。具体的な調査研究をどのような体制でどのような日程で行っていくのか、御説明ください。当初予算に組み込まれていますか。西条市がデマンドタクシーを施行し、いきいきバスの路線拡大の報道が愛媛新聞でありました。内子や八幡浜でも実施されています。現在、バスでは通院も買い物もできない方々はタクシーを利用されていますが、こうした方々への支援は待ったなしです。介護タクシーの業者の方々の意見も聞きながら、トータルなネットワークとともに、緊急に必要な方々への支援も検討されるべきと思いますが、いかがですか。

＜答弁＞ 市としては公共交通の基本方針に基づき、幹線交通、中心部交通、地域内交通として、これまで循環バス、ぐるりんバスの運行、それからスクールバスの住民利用等の施策に取り組んできた。それらの施策を踏まえた上で平成28年度は、策定作業に向けた準備として現状を詳細に把握をするための情報収集を行い、大洲市地域公共交通会議と連携をし、収集したデータの分析や問題点の抽出を行うこととしている。また、計画策定に当たり推進本部となる法定の協議会の設立に向け、学識経験者や関係者の御意見をお伺いしながら、協議会の構成委員が会議の進め方について検討をすることとしており、その予算については地域公共交通会議の開催や学識経験者の招聘に要する経費を当初予算に計上をしている。

平成29年度には法定協議会を設置し、現状や課題の共有を図りながら、基本方針や具体的な施策等を検討するなど、計画の策定に向けた作業を進めていく。

公共交通のない地域でのタクシー利用者の支援についても、地域公共交通網形成計画の策定作業を進めていく中で、関係者からの聞き取り等により、現状を把握をしながら協議を進めていきたい。

6. 産業政策について

国の2016年度予算で、民間事業者向けに木質バイオマスや地中熱などを利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電、太陽光発電などの発電システム、蓄電池の導入に対する補助がなされています。地方公共団体が参画、関与する再生エネルギー導入については、事業化に向けた検討や設備導入に係る費用の一部が補助されるといいます。補助率は3分の2で、実施期間は32年度までの最大5年間といっています。本市でもふるさとの宿の小水力発電や体育館での木質ペレット利用などをされていますが、今後の取り組みを明らかにしてください。

＜答弁＞ 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を引き続き実施するとともに、河辺ふるさと公園における小水力発電については、水量や発電量の実証を行いながら、環境、教育の一つとして利活用をし、その周知を図ってまいりたい。また、27年度改築の清和園においては、給湯用としてペレットボイラー1基を導入したところであり、今後も公共施設の改築等の際には、太陽光発電システムやペレットボイラーなど再生可能エネルギーの活用ができる限り取り組んでまいりたい。

また、木質ペレットのストーブ購入に対する補助をするおつもりはないか、さらに旧自治体にペレット工場を作るおつもりはないかお尋ねします。

＜答弁＞ 家庭用ペレットストーブは通常のスーヴ等よりも割高であり、設置の際に排気用の煙突工事が必要であることなどから、新規の設置が伸びておらず、市内での設置数は27年末現在で9基。木質ペレットの原材料となる製材所から出る端材は、四国内の木質バイオマス発電所の需要により、その価格が高騰し、県外へ流出しているが、林地残材は搬出等の経費と取引価格が見合わないため、そのまま山林に放置されているのが現状。木質ペレットの需要喚起につながるペレットストーブに対する補助やペレット工場の建設については、この林地残材を有効に活用することができ仕組みづくりを進め、一体的に取り組んでいかなければ中山間地域における林業の活性化や森林の持つ多面的機能の発揮、向上などに大きな効果は見込めず、国の補助制度を活用しての取り組みというのは現時点では考えておりません。

旧市町村に工場を作ることで一体的に取り組む事ができます。国も補助すると言っている今「考えていない」ではなく、検討すべきです

国は長期優良住宅リフォーム推進事業の拡充として、3世代が同居しやすいキッチン、浴室、トイレ、玄関などを増設するリフォーム工事費用の助成を行います。本市は、住宅リフォーム制度では、これまで個人の財産に対する助成ということで排除されてきましたが、個人の家に対する助成です。本市でも住宅リフォーム制度を創設するおつもりはないかお尋ねします。

<答弁> 長期優良住宅化リフォーム推進事業に関しては、既存住宅の質の向上と流通促進に向けた市場環境の整備を図るために、国が推進をしている補助事業であり、この補助制度を活用するに当たっては、劣化対策や耐震性、省エネ対策など、住宅の性能を一定の基準まで向上させることがその要件となっており、簡易なリフォームに活用できる使いやすい制度ではない。そのため、当市においては、防災・減災を重視をした大洲市木造住宅耐震改修補助事業の一層の推進、強化を図ることとし、平成 28 年度から補助制度の拡充を予定している。

新たに住宅リフォーム制度というものを創設することは今のところ考えていない。

7. 介護保険制度について

安倍内閣は、2014 年の国会で、医療介護総合法を可決、これにより要支援 1、2 の訪問介護と通所介護が介護保険から外され、市町村の新総合事業に丸投げされる改悪がされました。介護保険で要支援、要介護認定者の約 615 万人のうち半分が在宅サービスの利用者です。同事業では、無資格やボランティアが担い手になります。柔軟な面から全ての自治体でスタート予定といいます。聞き取り調査をしているところでは、住民主体サービスの担い手では、風呂もない、送迎バスもないといいます。認知症の方は、要支援だからと適用されなくなると、総合支援事業の民間では受け入れは難しいといいます。また、研修を受けた無資格者が生活援助を行っていくようになるともいいます。生活全体を見通せる有資格者こそ必要です。本市でも、平成 29 年度から実施予定のようですが、市民の方々の心配に対して、こうした問題についてどのような対応をしていくおつもりかお聞きします。

<答弁> 平成 29 年度の事業実施に向け、今後大洲市社会福祉協議会を初め、各関係機関と連携を図りながら、地域資源を活用した質の高いサービスを提供できるよう検討してまいりたい。新しい総合事業においても、必要とされる通所介護サービスについては、今までと同様に利用できることになっている。

8. 肱川河川整備計画について

先日、菅田地域の方のお話を聞く会がありました。これまで浸水被害がなかったのに、最近 2 度浸水被害が出たといいます。どうしてこういう状況になったのでしょうか。これからも堤防を閉め切らず、下流域の整備ができるまで菅田は遊水地といいます。浸水被害で大洲市から 2 万円をもらうだけだといいます。国や県の政策的な問題で遊水地で被害を受けるわけですから、補償賠償を国、県に求めるべきと思いますが、いかがですか。

<答弁> 菅田地域での浸水被害の変化と原因については、平成 16 年、平成 17 年、平成 23 年と、観測史上 1 位から 3 位の水位を記録する洪水が発生しているが、肱川上流域平均総雨量がそれぞれ 200～300 ミリを越すような降雨が集中的にあったためであると考えている。

次に、国及び県に対し、補償、賠償を求めることについてですが、現在菅田地区においては、肱川水系河川整備計画に基づき、上下流のバランスを図りながら、新たな被害が発生することのないように順次堤防整備を行っていることから、補償、賠償を求めることはないと考えている。

被害がでないように堤防を整備するから補償、賠償を求めないということは、もう被害は起こらないということでしょうか？

堤防整備がどのような状態に整ったら洪水吐きトンネルから水を流すのか、説明下さい

<答弁> トンネル洪水吐きは試験的な運用を経て、平成 31 年度からの本格的な運用を行うと聞いている。運用開始後も下流域の堤防整備が進まない状況において、ダムからの放流量が多くなるということはない。

また、ダムよりつけかえ県道の整備を早くしてほしい、河辺の皆さんの願いです。進捗状況と今後の見通しを御説明ください。

<答弁> 現在道路計画に基づき用地取得に着手しており、現場においては工事用道路の整備とともに、一部では本体工事に着手している。平成 27 年 10 月時点での進捗は、工事用道路が約 25%、つけかえ県道本体工事が約 3%と聞いている。なお、今後は、ダム堤体掘削による影響区間の整備を先行して進めているところであり、ダムの試験湛水までに全線開通を目指す。